

命 令 書

申 立 人 フリーター全般労働組合
 共同代表 X 1
 同 X 2
 同 X 3

 クラブクロノス こと
 クラブルーベル こと
 クラブD I V A こと

被申立人 Y 1

上記当事者間の都労委平成25年不第104号事件について、当委員会は、平成27年2月17日第1628回公益委員会議において、会長公益委員房村精一、公益委員岸上茂、同森戸英幸、同後藤邦春、同澤井憲子、同稲葉康生、同光前幸一、同平沢郁子、同菊池馨実、同水町勇一郎、同川田琢之の合議により、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人 Y 1 は、申立人フリーター全般労働組合が、平成25年7月9日及び8月6日に申し入れた組合員3名の未払賃金に関する団体交渉を、使用者に当たらないとして拒否してはならず、誠実に応じなければならない。
- 2 被申立人は、本命令書受領の日から1週間以内に、下記内容の文書を申立人組合に交付しなければならない。

記

年 月 日

フリーター全般労働組合

共同代表 X 1 殿

同 X 2 殿

同 X 3 殿

クラブクロノスこと

クラブルーベルこと

クラブD I V Aこと Y 1

当方が、平成25年7月9日及び8月6日に貴組合の申し入れた貴組合員3名の未払賃金に関する団体交渉に応じなかったことは、東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

(注：年月日は文書を交付した日を記載すること。)

- 3 被申立人は、前各項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない。

理 由

第1 事案の概要及び請求する救済の内容

1 事案の概要

東京都〇〇区〇〇〇に所在する飲食店舗クラブクロノス（以下「クロノス」という。）、同クラブルーベル（以下「ルーベル」という。）及び同クラブD I V A（以下「D I V A」といい、合わせて「3店舗」という。）で就業していた X 4 、 X 5 及び X 6 の3名（以下「X 4ら3名」といい、組合加入後は「組合員3名」という。）は、平成25年1月ないし5月分に未払賃金があったことから、申立人フリーター全般労働組合（以下「組合」という。）に加入した。

組合は、25年7月9日及び8月6日に、被申立人 Y 1 （以下「Y 1」

という。)に組合員3名の未払賃金に関する団体交渉を申し入れた。当初、Y1は、団体交渉に応ぜず、各店舗の従業員(以下「店舗従業員」という。)が交渉に応じたものの、合意した店舗の賃貸借契約書や未払賃金に係る資料の提出を履行しないなどの対応を繰り返した。そして、Y1は、本件申立て後の26年1月12日に行われた団体交渉に出席したものの、責任者ではないと述べ、その後の団体交渉には応じなかった。

本件は、Y1が組合員3名の使用者に当たり、組合が申し入れた組合員らの未払賃金に係る団体交渉に対する同人の対応が、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たるか否かが争われた事案である。

2 請求する救済の内容

- (1) Y1は、組合が平成25年7月9日及び8月6日に申し入れた組合員3名の未払賃金に関する団体交渉に誠実に応ずること。
- (2) 謝罪文の掲示及び新聞への掲載

第2 認定した事実

1 当事者等

- (1) 申立人組合は、アルバイト・パート・派遣労働者、契約社員、正社員を問わず、様々な労働者の加入するいわゆる合同労組であり、本件申立時の組合員数は約150名、うち3店舗で就業していたのはX4ら3名である。
- (2) 3店舗は、東京都〇〇区〇〇〇において社交飲食店の営業許可を得ていたが、いずれも本件結審時には閉店している。

被申立人Y1は、3店舗及びクラブアーク(以下「アーク」という。)において、自ら「社長」を名乗り、「オーナー」とも呼称されており、他の従業員とは異なり出勤時間や服装に制約がなく、従業員らの採用や賃金を決定し、業務について指示していた。

組合は、Y1が3店舗及びアークを経営する使用者に当たるとして本件を申し立てた。なお、申立書には「Y2」と表記されているが、Y1は、当委員会の調査期日において、「Y1」と出席者名簿に記入している。

【甲21、22、29、審査の全趣旨】

2 組合加入及び本件団体交渉申入れ

- (1) 平成25年1月ないし5月にX4ら3名は、3店舗のいずれかにおいて就

業したが、未払賃金があったことから、組合に加入した。

【甲22、29】

- (2) 平成25年7月9日、組合は、「ルーベル代表者」及び「クロノス代表者」宛に、労働組合加入通知書兼団体交渉申入書を提出し、組合員3名の未払賃金に関する団体交渉を申し入れた。

7月18日、クロノスの店舗従業員 Y3（以下「Y3」という。）は、交渉に応じ、組合に店舗の賃貸借契約書を提出することを約したが、これを提出しないまま、以降、組合の電話連絡に応じなかった。

【甲3～5、9】

- (3) 8月6日、組合は、改めて、「D I V A代表者Y2」宛に、Y1が3店舗を経営しているとして、組合員3名の未払賃金に関する団体交渉を申し入れたが、同人は、回答しなかった。

このため組合は、8月24日、クロノスを訪れ、その場にいたY3と交渉を行い、組合とY3は、「未払賃金分割払契約書」を締結した。しかし、この契約書記載の支払いがなされぬまま、クロノスは、閉店した。また、この間にD I V Aも、閉店している。

【甲6、8、審査の全趣旨】

3 本件申立てと審査の状況

平成25年12月3日、組合は、当委員会に対し、本件申立てを行った。

当委員会の調査期日は、平成26年1月28日から12月19日までの間に8回行われた。Y1は、4月7日に行われた第3回調査期日に出席し、自分は3店舗を経営しておらず、組合員3名の使用者ではないと主張して、このことを立証する資料（店舗の賃貸借契約書等）を提出する旨を述べたものの、これを提出しておらず、当委員会からの連絡に対しても一切応答しなかった。また、他の調査期日には、Y1も店舗従業員も出席していない。

当委員会は、審問を経ずに本件を結審することとした。

【第1回ないし第8回調査調書】

4 本件申立て後の状況

- (1) 平成25年12月11日、組合は、ルーベル及びアークを訪れた。その場にいたルーベルの店舗従業員 Y4（以下「Y4」という。）及びアーク

クの店舗従業員 Y 5 (以下「Y 5」という。)は、同月13日に交渉を行うことに同意したが、同日に誰も会場に現れなかった。このため、12月18日、組合は、ルーベルを訪れ、その場にいた Y 4 と交渉を行った。Y 4 は、未払賃金に係る資料を提出し、また、本件調査期日に出席することなどを約したが、いずれも履行されることはなかった。

【甲13、審査の全趣旨】

- (2) 12月29日、組合は、「Y 2 社長」宛の抗議書を持参し、再度ルーベル及びアークを訪れたが、ルーベルは、閉店していた。翌30日、Y 1 は、組合に26年1月12日に団体交渉に応ずることを連絡した。

1月12日、Y 1、Y 3、Y 4 及びY 5 が出席し、団体交渉が開催された。Y 1 は、3店舗及びアークは経営が一体ではなく、また、自分は辞めており、責任者ではないと述べたものの、団体交渉を継続することとなった。

【甲16、17】

- (3) 2月17日、団体交渉が開催されたが、Y 1 は、欠席した。出席した Y 4 及びY 3 は、次回2月24日の交渉を約したが、同日に誰も会場に現れなかった。

組合は、Y 1 及び店舗従業員らが電話連絡に応じないため、再三アークを訪れ団体交渉を申し入れた。Y 1 は、なんら回答せず、Y 4 及びY 3 は、3月17日に交渉に応ずると回答したが、やはり同日に誰も会場に現れなかった。

ようやく、3月20日に、Y 3 が、4月15日に、Y 3、Y 4 及びY 5 が交渉に応じた。4月15日、組合とY 3 及び Y 4 とは、組合員3名の未払賃金に関する解決金として、組合に対し、合計249万円を、同月30日以降、毎月末日限り5万円以上を支払う旨を約束した合意書を締結した。本件結審時まで、組合からの督促の継続により毎月5万円の支払いが続いているものの、Y 3 及び Y 4 は組合に自身の連絡先等の情報を一切教えず、この支払いが誰からのものか不明である。

【甲23～28、審査の全趣旨】

第3 判 断

1 団体交渉について

(1) 申立人組合の主張

組合は、使用者であるY1に、組合員の未払賃金の支払いについて団体交渉を申し入れたが、同人は、組合の再三の申入れを無視し続けているもので、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

(2) 被申立人Y1の主張

Y1は、第3回調査期日に出席し、自分は3店舗を経営しておらず、組合員3名の使用者ではないと口頭で述べたが、主張書面や証拠を提出していない。

(3) 当委員会の判断

① Y1は、3店舗において、「社長」を名乗り、従業員らの採用や賃金を決定し、業務について指示するなど（第2、1(2)）、経営者として従業員らの労働条件について決定権限を持っていたことが推認される。

Y1は、平成26年4月7日に行われた第3回調査期日に出席し、自分は3店舗を経営しておらず、組合員3名の使用者ではないと主張して、このことを立証する資料（店舗の賃貸借契約書等）を提出する旨を述べたものの、これを提出しておらず、当委員会からの連絡に対しても一切応答しなかった（第2、3）。

これらの事実を総合すれば、Y1は、組合員3名の使用者に当たると認められる。

② Y1は、1月12日の団体交渉に出席しているが、この際も、責任者ではないと述べ（第2、4(2)）、2月17日の団体交渉を欠席し、その後の組合の再三の申入れに対してもなんら回答せず（同(3)）、団体交渉を拒否し続けている。

③ 組合は、Y1に団体交渉を申し入れていたものの、同人が応じないため、やむなく店舗従業員らに交渉を求めたが、店舗従業員らは、合意した店舗の賃貸借契約書や未払賃金に係る資料の提出を履行せず、また、交渉会場に現れないなどの対応を繰り返した（第2、2(2)(3)、同4(1)(2)(3)）。それでも組合が再三申入れに赴いた結果、ようやく4月15日に組

合と Y 3 及び Y 4 とは、解決金の分割払いについて合意書を締結した（第 2、4(3)）。しかし、Y 3 及び Y 4 は、組合に自身の連絡先等の情報を一切教えず、支払いが誰からのものか不明であるなど（第 2、4(3)）、その支払いは不安定で、将来の履行が約束されているわけではない。したがって、使用者たる Y 1 が団体交渉に応ずる必要がなくなっているとはいえない。

④ 以上のとおり、Y 1 が団体交渉に応じていないことは、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たる。

2 救済方法について

組合は、謝罪文の掲示及び新聞への掲載を求めているが、本件における救済としては、主文のとおり命ずるのが相当である。

第 4 法律上の根拠

以上の次第であるから、組合が平成 25 年 7 月 9 日及び 8 月 6 日に申し入れた組合員 3 名の未払賃金に関する団体交渉に Y 1 が応じていないことは、労働組合法第 7 条第 2 号に該当する。

よって、労働組合法第 27 条の 12 及び労働委員会規則第 43 条を適用して主文のとおり命令する。

平成 27 年 2 月 17 日

東京都労働委員会

会 長 房 村 精 一